

一般財団法人世田谷トラストまちづくり情報公開規程

平成18年4月1日
世トま規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人世田谷トラストまちづくり（以下「財団」という。）において、情報の公開を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「情報」とは、財団の役員及び職員（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、職員等が組織的に用いるものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除くものとする。

(規程の解釈及び運用)

第3条 財団は、この規程の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報がみだりに開示されることがないように最大限の配慮をしなければならない。
2 財団は、情報の適正な管理及び情報の開示の手続その他この規程に基づく事務の公平かつ能率的な運営に努めなければならない。

(適正な申出及び利用)

第4条 財団は、この規程の定めるところにより情報の開示を申し出ようとするものに対して、適正な申出に努めるよう求めるとともに、情報の開示を受けたものに対して、これによって得た情報を適正に利用するよう求めなければならない。

(情報の開示を請求できるもの等)

第5条 次に掲げるものは、財団に対して情報の開示を請求することができる。
(1) 世田谷区内（以下「区内」という。）に住所を有する者
(2) 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
(3) 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
(4) 区内に存する学校に在学する者
(5) 前各号に掲げるもののほか、財団が保有している情報の開示を必要とする理由を明記して請求する個人及び法人その他の団体

(情報の開示の請求方法)

第6条 前条の規定による情報の開示請求（以下「開示請求」という。）は、財団に対して、次の事項を記載した情報開示請求書を提出してしなければならない。
(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

イ 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地

ロ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ハ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地

ニ 前条第5号に掲げるもの 財団が保有している情報の公開を必要とする理由

(3) 開示請求に係る情報を特定するために必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、財団が定める事項

2 財団は、情報開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、財団は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(開示の原則と開示しないことができる情報)

第7条 財団は、開示請求があったときは、当該情報を開示するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）については、開示しないことができる。

(1) 法令又は条例、財団の規程等（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が職員又は公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。ただし、国、世田谷区及び他の地方公共団体から財団に派遣されている者を除く。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該職員並びに公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、世田谷区、他の地方公共団体及び財団自身を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事

業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報

(5) 財団並びに国、独立行政法人等、世田谷区及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは円滑な意思決定が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 財団が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、財団、国、独立行政法人等、世田谷区又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究事業に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(情報の一部開示)

第8条 財団は、開示請求に係る情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区別して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示するものとする。

2 開示請求に係る情報に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、

公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(情報の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、財団は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第10条 財団は、開示請求に係る情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、情報開示決定通知書又は情報一部開示決定通知書により通知しなければならない。

2 財団は、開示請求に係る情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を情報非開示決定通知書により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第11条 財団は、開示請求があったときは、当該請求があった日から起算して15日以内に、当該請求に対する情報の開示の可否を決定しなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を、開示請求があった日から60日以内に決定するよう努めるものとする。この場合において、財団は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を情報開示決定等期間延長通知書により通知しなければならない。

3 開示請求に係る情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、財団は、開示請求に係る情報のうち相当の部分については当該期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、財団は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を情報開示決定等期間特例延長通知書により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について開示決定等をする期限

(情報の開示の方法)

第12条 情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については閲覧、視聴又は写しの交付でその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。

2 前項の閲覧又は視聴の方法による情報の開示にあっては、当該情報の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該情報の写しによりこれを行うことができる。

(苦情の申出)

第13条 開示請求者は、情報の開示の請求に対する決定等（以下「開示の決定等」という。）について不服のあるときは、財団に対して書面により苦情の申出（以下「苦情申出」という。）ができる。

2 前項の苦情申出は、開示の決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 第1項の苦情申出があった場合は、財団は、当該苦情申出の対象となった開示の決定等について再度検討を行った上で、当該苦情申出について、苦情の申出に関する回答書により回答するものとする。

(苦情申出に係る処理)

第14条 前条による苦情の申出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、世田谷区長の助言を求めることができる。

(1) 苦情申出が不適切であることが明らかであるとき

(2) 開示の決定等を取消し、又は変更し、当該苦情申出に係る情報の全部を開示することとするとき

2 前項の規定により、世田谷区長の助言を求めた場合は、その旨を、苦情の申出をしたものに、苦情の申出届出通知書により通知するものとする。

(費用負担)

第15条 この規程に基づく情報の閲覧又は視聴については、無料とする。

2 この規程による情報の写しの作成及び送付に要する経費は、開示請求者の負担とする。

3 前項の費用については、財団が別に定める。

(情報の検索資料)

第16条 財団は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(他の制度との調整)

第17条 この規程は、他の法令等の規定により、情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている場合については、適用しない。

(情報提供)

第18条 財団は、次に掲げる情報について情報提供を行う。

(1) 事業概要

(2) 事業報告書

(3) 決算書（貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書、財産目録）

(4) 事業計画書

(5) 予算書

(6) 定款

(7) 役員名簿

(8) その他財団が別に定めるもの

2 財団は、前項に掲げる情報については、常に最新のものを提供するよう努

めるものとする。

(委任)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。